

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 太陽光発電による収入の所得区分

Q. 太陽光発電による余剰電力を売った場合、所得区分は何所得になりますか？

A. 太陽光発電の余剰電力を譲渡した場合の所得は、ケースにより次のように取り扱われます。

①賃貸不動産に設備を設置している場合

賃貸ビルやマンションなどに発電設備を設置して、その電力をその賃貸ビル等の共用部分で使用し、余った電力を譲渡するという場合は、不動産所得に係る収入金額となります。

ただし、賃貸ビル等の電力として使用せず、全ての電力を譲渡するという場合には、不動産所得との関連性がないことから、事業所得又は雑所得になります。

②自宅に設備を設置している場合

給与所得者が自宅に発電設備を設置して、その余剰電力を譲渡するという場合は、雑所得に該当します。

なお、電力の全てを譲渡しているという場合は、雑所得又は事業所得に該当することになります。

③事業用店舗に設備を設置している場合

事業用店舗に発電設備を設置して、その電力を譲渡するという場合は、事業所得の付随収入として取り扱われます。

なお、店舗兼自宅という場合であっても、その収入は、事業所得の付随収入として取り扱われます。

★ 太陽光発電設備の即時償却

Q. 私は、青色申告書を提出する事業所得者です。このたび、太陽光発電設備(設備)を甲社から取得し、発電した電力の全てを電気事業者に全量売電する予定です。甲社は、認定事業者です。この場合、私は、この設備について太陽光発電の即時償却の規定を適用することができませんでしょうか？

A. 適用することができます。

太陽光発電設備は、即時償却の適用の対象になる設備ではありますが、適用を受けるには、認定を受けなければなりません。

ただし、この認定の手続は、即時償却の適用を受けようとする個人が行わなければならないというわけではなく、お尋ねのように、別の者(甲社)が認定の手続を行った場合でも、即時償却の規定を適用することが可能です。

なお、即時償却を適用する場合には、確定申告書に一定の申請書及び認定書類を添付しなければなりません。この場合には、認定を受けた者と即時償却を受ける者の名義が違ふこととなりますことから、名義を変更しなければと思われるかもしれませんが、この場合の変更は、経済産業省令で定める軽微な変更該当しますので、変更に係る認定を受ける必要はなく、当初認定を受けた甲社による申請書の写し及び甲社が事業者として記載された認定書類の写し、事業者の変更が行われた事実が確認できるものを確定申告書に添付することとなります。

★ 貸家を共有している場合の青色申告特別控除

Q. 私は昨年、妻と共有で賃貸マンションを取得して不動産業を始めました。この場合、青色申告特別控除は、2人共適用することが認められますでしょうか？

A. 事前に届け出がしてあり、要件を満たせば認められます。

青色申告特別控除には、所得金額から最高65万円と10万円を控除するものの2種類がありますが、いずれも事業を開始した日から2か月以内に所轄の税務署長に承認申請書を提出しなければなりません。

また、不動産所得者の場合には、その不動産の貸付けが事業的規模であるか業務的規模であるかによってどちらの青色申告控除(65万円か10万円か)の適用になるかが決められています。また、65万円の控除を受ける場合には、複式簿記による記帳要件や申告書を申告期限までに提出しなければならないなど一定の要件があります。

ところで、貸家が共有ということですが、この貸家について、事業的規模か業務的規模かの判定をしなければなりません。この場合、建物を全体で判定するのか、持分割合で按分したところで判定するのが問題になりますが、これについては、原則として、建物全体で判定することとなっています。

したがって、貸家全体で事業的規模(5棟10室)か業務的規模(それ以外)かを判定したところで、それぞれがその控除を受けることになります。

★ 出国時譲渡所得課税

Q. 平成27年度の税制改正で、国外に転出する場合には、譲渡所得税がかかることになるとありますが、どういう内容なのですか？

A. 租税条約では、株式等のキャピタルゲインは株式等を売却した者が居住している国に課税権があることとされていることから、巨額の含み益を有する株式を保有したまま、シンガポールや香港のようなキャピタルゲイン非課税国に出国して、その後売却して課税逃れをするというケースがこれまでであったため、平成27年度の税制改正において、一定の高額資産家が出国する場合に、有価証券等を有している時は、その出国時にその有価証券等を譲渡したものとみなして所得税を課す制度が創設されることとなりました。

一定の高額資産家とは、出国時の有価証券等の評価額が1億円以上の者で、かつ、出国直前10年以内において居住者であった期間が5年超である者をいいます。

この制度は、みなし課税であることから、納税者において納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予制度(最長10年)を選択することができることとされています。ただし、この制度を利用する場合には、担保の提供と納税猶予継続届出書を毎年提出することが必要です。

贈 与 税

★ 結婚・子育て資金の一括贈与特例

Q. 平成27年度の税制改正では、結婚や子育て資金を贈与した場合の特例が創設されるそうですが、どのような制度なのですか？

A. 平成27年度の税制改正では、親又は祖父母(贈与者)が、金融機関に子又は孫(20歳以上50歳未満)(受贈者)名義の口座を開設して、結婚又は子育て資金を一括して拠出した場合には、その拠出された金銭等のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚費用は300万円が限度)までの金額について、贈与税を非課税とする制度が創設されます。

払い出し可能な用途は、挙式費用、結婚披露宴費用、新居の住居費、引越し費用、不妊治療費、出産費用、産後ケア費用、子の医療費、子の保育費(ベビーシッター費含む)等で、受贈者が50歳に達する日に口座は終了となり、残額があるときは、その日に残額の贈与があったものとして贈与税が課税されることとなっています。

なお、口座が終了になる前に贈与者が死亡した場合には、その死亡時における残額は、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の対象に取り込まれることとなります。

この制度は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものにつき適用があります。

★ 贈与税の改正

Q. 今年から贈与税が変わったと聞きましたが、どのようになったのですか？

A. 暦年贈与の税率が一部変更になり、特例贈与が新設されました。

贈与税の取扱いは、平成25年度の税制改正で改正され、平成27年1月1日以後の贈与から、次のようになりました。

① 暦年贈与の税率

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
1,000万円超1,500万円以下	50%	45%
1,500万円超3,000万円以下	〃	50%
3,000万円超	〃	55%

※1,000万円以下の部分に変更ありません。

② 特例贈与(直系尊属から20歳以上の者への贈与)

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後
200万円以下	10%	10%
200万円超300万円以下	15%	15%
300万円超400万円以下	20%	15%
400万円超600万円以下	30%	20%
600万円超1,000万円以下	40%	30%
1,000万円超1,500万円以下	50%	40%
1,500万円超3,000万円以下	50%	45%
3,000万円超4,500万円以下	50%	50%
4,500万円超	50%	55%